

# 処 分 基 準

B-q-1

令和元年 12 月 14 日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第 30 条第 1 項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：遺失物法第 17 条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第 5 条第 5 号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第 30 条第 1 項（指定の取消し）
処 分 基 準： 遺失物法施行令第 5 条第 5 号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号口(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第 5 条第 5 号口(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部総務部会計課監査室監査係 (電話 052-951-1611 内線 2557)
備 考：